

## 日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針

当社は、2020年3月24日付けにて再改訂された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、当社の対応方針を公表します。

**原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は創業以来、企業再生のスペシャリストとして、当社が運営するファンドの投資先企業との建設的な対話を通じて、当該企業が直面する様々な問題へのソリューションを提供してまいりました。

当社は、現場(Field work)、多様性(Diversity)を重視し、スチュワードシップ・コードに基づく建設的な対話と行動が、投資先企業や事業環境を再生・活性化し、かつ、持続的な成長(Sustainability)に資するものと考え、投資先企業への企業価値向上への積極的なサポートを通じて、中長期的な視点から、顧客・受益者の投資リターンの拡大を図ってまいります。

**原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

利益相反が生じる恐れのある場合は、当社は、顧客・受益者の利益を損なわない範囲で投資先企業の長期的利益に資する方策を採用し、投資先企業の株式価値の増大あるいは毀損防止を図ることにより、最終的に顧客・受益者の長期的利益となるよう行動します。

**原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的な成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社は、もともと経営権を取得する投資を原則としていますが、経営権を取得しない場合においては、当社は、投資先企業に対し持続的な成長へのソリューションを提供するため、経営者との対話や経営・財務状況のモニタリングを通じて、当該企業の状況を的確に把握するよう努めています。

**原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当社は、もともと経営権を取得する投資を原則としていますが、経営権を取得しない場合におい

ては、当社は、投資先企業との継続的かつ真摯な対話を通じて当該企業との相互理解を深め、認識を共有するよう努めます。また、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長に改善の余地があると当社が判断した場合には、さらに建設的な対話を深め、改善に向けた取り組みを促すよう努めます。

**原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は、もともと経営権を取得する投資を原則としていますが、経営権を取得しない場合においては、当社は、投資先企業の企業価値向上と持続的な成長を前提として、顧客・受益者の長期的利益に資するよう、議決権を行使します。

議決権の行使にあたっては、投資先企業との対話をベースに、全ての議案内容を精査し、判断します。なお、当社が投資先企業の経営に関与する場合には、通常、会社提案に賛成の意思表示を行います。議決権の行使に先立ち、全ての議案について顧客・受益者の利益となるかを検証します。

当社は、議決権の行使結果を当社ホームページで公表します。

**原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当社は、投資家説明会などの機会を通じて投資活動や投資先企業との対話の状況について定期的に報告を行うほか、顧客・受益者の求めに応じて個別に対応し、報告の充実に努めています。

議決権の行使結果は、投資家説明会で報告します。

**原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

当社は企業再生のスペシャリストとして、投資・事業環境等に関する知識と経験を蓄積しています。また、適切なスチュワードシップ活動を行うため、社会貢献に関するグローバルトレンドや国際・社会情勢に関する情報を常にアップデートするよう努めています。その財産を有効に活用しながら、投資先企業との対話を通じて当該企業の状況を適切に把握し、理解する努力を継続します。さらに、必要に応じて社外の専門家と協働し、活動の向上に努めてまいります。

**原則 8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン**

**全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。**

当社は議決権行使助言会社及び年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービスの提供を行っておりません。当社は、当社の投資活動に係る全ての顧客・受益者から投資先会社に対して適切なサービスを提供し、投資活動に係るインベストメント・チェーン全体の機能向上に努めてまいります。

以上